

# CONTENTS 目次

## 第Ⅰ章 給与所得からの源泉徴収

1	源泉所得税のあらまし	3
2	給与所得者の源泉徴収に係る税制改正	4
3	給与を支給するときの税額計算	6
4	アルバイト等に給与を支給するとき	8
5	通勤費の取扱い	10
6	配偶者控除と配偶者特別控除の改正	12
7	納期の特例とは	14
8	会社が源泉徴収をした所得税を納付し忘れた場合	15
9	賞与を支給するときの税額計算	16
10	役員報酬の一部を未払にした場合	18
11	役員報酬を辞退した場合	20

## 第Ⅱ章 退職所得からの源泉徴収

12	退職金を支給するとき	22
13	勤続年数の計算方法	24
14	死亡退職金を支給するとき	26

## 第Ⅲ章 支払報酬・非居住者からの源泉徴収

15	司法書士、税理士、弁護士等に報酬を支払うとき	28
16	外国人労働者に給与を支給するとき	30
●	源泉徴収税額表の使い方	巻末

## 1

## 源泉所得税のあらまし

Q

源泉徴収制度とは、どのような内容の制度ですか。

A

給与等の一定の所得を支払う際には、その所得を支払う者が所得税額等を計算し、支払金額からその所得税等を徴収して国に納付しなければならないという制度です。

給与や利子、配当、税理士等への報酬などの所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額等を計算し、支払金額からその所得税額及び復興特別所得税額を差し引いて国に納付する制度を「源泉徴収制度」といいます。

所得の支払者は、原則として全てが源泉徴収義務者になりますが、常時 2 人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人が支払う給与等や退職手当等、一定の報酬・料金等については、源泉徴収しなくてよいこととなっています。また、給与や退職金の支払が発生しない税理士報酬などの報酬・料金のみを支払う個人が報酬・料金を支払う場合も、源泉徴収の必要はありません。

なお、源泉徴収の対象になる所得は、所得の支払を受ける者が、①居住者、②内国法人、③非居住者及び外国法人のいずれに該当するかによって、その対象となる所得の種類が定められています。

\*

\*

本冊子では、このうち、居住者に支払う給与等、退職手当等、報酬・料金等及び非居住者に支払う給与等で国内勤務等に基因するものについて解説しています。

詳細は、国税庁「源泉徴収のしかた」（令和 7 年版）と併せてご活用ください。

# 2

## 給与所得者の源泉徴収に係る 税制改正

Q

令和7年度の税制改正では、給与所得者の源泉徴収に関する改正がいろいろ行われたそうですが、どのようになりましたか。

A

主な改正には、基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の見直しなどがあります。

### 1 基礎控除・給与所得控除

基礎控除と給与所得控除は、それぞれ次のようになりました。基礎控除は令和7年、8年の時限的措置と恒久的措置が講じられています。給与所得控除は、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

基礎控除

給与収入金額*1,2	基礎控除額		
	改正前	改正後	
		令和7・8年分	令和9年分以後
200万3,999円以下	48万円	95万円	
200万3,999円超 475万1,999円以下		88万円	58万円
475万1,999円超 665万5,556円以下		68万円	
665万5,556円超 850万円以下		63万円	
850万円超 2,545万円以下		58万円	
2,545万円超 2,595万円以下		48万円	
2,595万円超 2,645万円以下		32万円	
2,645万円超 2,695万円以下	16万円		
2,695万円超	0円		

給与所得控除

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30% + 8万円	
190万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円	
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 110万円	
850万円超	195万円	

\*1 給与収入金額は、合計所得金額を給与収入換算した金額です。他に所得がある場合は、表の金額とは異なります（次ページ②③についても同じです）。

\*2 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。